

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良事業の認可(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

◇ 教委規則
鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)

◇ 公安告示
遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告
二級建築士試験等の実施(建築課)

告 示

鳥取県告示第九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による福部地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成四年九月二十一日現在の地番による。)
大字 藏見 字和 田	大字 藏見 字和田の全域 大字 藏見 字繩手添五の一、五の二、六の五、六の六、六の八と一体をなす国有地の一部
大字 藏見 字繩 手添	大字 藏見 字高野口七の二と一体をなす国有地の一部 大字 藏見 字下前田一六三の四及びこれと一体をなす国有地並びに八九四から八九六までと一体をなす国有地の一部
大字 藏見 字高 野口	大字 藏見 字繩手添のうち五の一、五の二、六の五、六の六、六の八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字 藏見 字高野口のうち七の二と一体をなす国有地の一

部以外の区域
 大字 蔵見 字下
 大字 蔵見 字下前田のうち一六三の四及びこれと一体をなす
 有地並びに八九四から八九六までと一体をなす
 有地の一部以外の区域

鳥取県告示第九十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

指定 番号	種 別	図 書 類	
		題 号	発行 記号等
4736	雑誌その他 の刊行物	霧りゆく部屋	CX10 1
4737	"	美味棒がほしいの	AR-1
4738	"	女の媚肉	雑誌 AW-65
4739	"	恋の日記	雑誌 AW-66
4740	"	乳首の恋	NO.36

4741	"	URECCO 10月号	雑誌 0185 1-10	大洋図書
4742	"	AVいだけん情報 11月号	雑誌 0132 9-11	株式会社大洋図書
4743	"	さくらんぼ通信 11月号	雑誌 1401 9-11	大洋図書
4744	"	アケションCLUB 12月号	雑誌 0111 3-12	株式会社サン出版
4745	"	アツアル通信 12月号	雑誌 0155 9-12	三和出版株式会社
4746	"	オレンジ通信 12月号	雑誌 0211 8-12	株式会社東京三世社
4747	"	セクシーアクション 12月号	雑誌 0551 9-12	株式会社サン出版
4748	"	バナナ通信 12月号	雑誌 1759 1-12	株式会社ラン出版
4749	"	美少女CLUB 12月号	雑誌 0763 5-12	株式会社サン出版
4750	"	スーパーギヤルズ・ナウ 3月号	雑誌 1544 1-3	シヤベール出版株式会社
4751	"	ビデオエックス 3月号	雑誌 0762 1-3	笠倉出版社
4752	"	週激通信 4月号	雑誌 1134 5-1-4	三共図書
4753	"	極上写真 4月号	なし	三共図書出版社
4754	"	まんがシャワー 3月増刊号 COMIC Mate	雑誌 1840 0-3	株式会社一水社
4755	"	シンターズ Vol. 2	雑誌 5391 0-38	三和出版
4756	"	だって女の子だもん	雑誌 5391 0-25	三和出版

○4757	〃	ボブリンクラン ミストラル	3月号増刊	雑誌 1385 6-3	株式会社大洋図書
○4758	〃	コミックドラゴン コミックバニー	3月増刊号	雑誌 1374 8-3	株式会社司書房
○4759	〃	CIMIC SHAKE	3月号	雑誌 1378 1-3	株式会社東京三社
○4760	〃	CIMIC Beat	3月号	雑誌 1338 9-5-3	株式会社東京三社
○4761	〃	COMIC Beat コミックオナー	3月増刊号	雑誌 1338 9-6-3/5	株式会社東京三社
4762	ビデオテー プ	丑類は肉満腹		ELLI- 002	ヒーローコーポ レーション

(注) 指定番号欄の○印は、少年少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険
医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
二条の規定により告示する。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
錦織眼科医院	米子市東町二五一	平成五年二月十五日
谷口外科クリニ ック	鳥取市片原五丁目一五八一五	平成五年二月二十三日
鳥医院末恒出張 診療所	鳥取市伏野一〇九四一	平成五年二月一日
くすりマルイ	米子市車尾四七一	平成五年二月十五日

鳥取県告示第九十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の
規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、
療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健
康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令
第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西尾 フミ子	鳥国薬第八三一号	平成五年二月一日
得津 孝子	鳥国薬第八三二号	平成五年二月三日

鳥取県告示第九十八号

気高郡青谷町大字亀尻六十二番地伊藤武彦ほか十六人の者から設立認可申請のあった中郷土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、平成五年二月二十六日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る福部地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山次一西平一一四六の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一一四六の三一・一一四六の三九・一一四六の四〇・一一四六の四二・一一四六の五二・一一四六の五四（以上六筆国有林）、一一四六の二九、一一四六の三三、一一四六の三五から一一四六の三七まで、一一四六の四六、一一四六の四七、一一四六の五三、一一四六の五六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり

告示する。

平成五年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

鳥取新都市土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関三丁目八一

地域振興整備公団

総裁 福島量一

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 福永昌徳

三 事業施行期間

第一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成元年十二月三十日まで

第二一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十日まで

で

第二二工区 昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

まで

第三一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

まで

第三二工区 昭和六十三年十月二十八日から平成四年三月三十一日まで

まで

第四工区 昭和六十三年十月二十八日から平成五年三月三十一日まで

第五工区 昭和六十三年十月二十八日から平成五年三月三十一日まで

第六工区 昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで

第七工区 昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十日まで

第八工区 昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで

第九工区 昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第十工区 昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第十一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで

で

第十二工区 昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで

で

第十三工区 昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで

で

第十四工区 昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで

で

第十五工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

で

第十六工区 昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで

で

第十七工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

で

第十八工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

で

第十九工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日

まで

第二十工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日

まで

第二十一工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日

日まで

第二十二工区 昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日

日まで

四 施行地区の区域

全体区域

鳥取市香取字元結谷丸山並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字高畑、字穴田、字水堤、字大池平、字大休、字芋谷、字芋山、字堀覆平、字砥石場、字乳母谷、字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、字岩丸木平、字小寺谷、字寺谷、字大休ミ及び字堀覆谷の各全部並びに香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字宮ヶ鼻、字権現、字元結口、字元結堤ノ下、字元結、字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、字元結堤下及び字元結堤下夕、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、字長谷、字山建平、字山立平、字芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立口、字奥山立、字狸谷、字奥山立平、字治郎谷、字献上谷、字犬聲谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字園本、字置本及び字私都谷、紙子谷字門上谷及び字門所谷、海蔵寺字池ノ谷並びに若葉台南七丁目の各一部

第一工区

鳥取市香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結堤下、字権現、字宮ヶ鼻、字袋谷及び字元結谷丸山の各一部

第二十一工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷及び字元結口の各一部

第二十二工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字元結深谷、字元結口及び字奥袋谷の各一部

第三十一工区

鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字奥袋谷並びに生山字長谷の各一部

第三十二工区

鳥取市香取字袋谷及び生山字長谷の各一部

第四工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第五工区

鳥取市生山字長谷の一部

第六工区

鳥取市生山字長谷、字砥石場、字大寺谷、字寺谷及び字堀覆平の各一部

第七工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下夕、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七丁目

第一工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下夕、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七丁目

第一工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下夕、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七丁目

第一工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下夕、字元結、字元結深谷及び字袋谷口並びに若葉台南七丁目

の各一部

第八工区

鳥取市生山字長谷、字大寺谷、字塀覆平及び字寺谷の各一部

第九工区

鳥取市生山字砥石場、字長谷及び字塀覆平の各一部

第十工区

鳥取市生山字寺谷、字塀覆平及び字岩丸木平の各一部

第十一工区

鳥取市生山字寺谷、字圓本、字小狼谷、字峯寺越谷、字小寺谷、字

大寺谷、字岩丸木平及び字奥岩丸木の各一部

第十二工区

鳥取市生山字圓本、字狼谷、字小狼谷、字峯寺越谷及び字小寺谷の

各一部

第十三工区

鳥取市生山字本谷、字寺谷、字岩丸木平及び字砥石場平の各一部

第十四工区

鳥取市生山字砥石場、字海老谷、字本谷、字治郎谷及び字蝦谷の各

一部

第十五工区

鳥取市生山字乳母谷の全部並びに字本谷、字芦谷、字洞道谷、字岩

丸木平、字奥岩丸木、字砥石場平、字本谷口、字治郎谷及び字獻上谷

の各一部

第十六工区

鳥取市生山字犬聲谷、字芦谷、字洞道谷、字洞ヶ谷、字本谷口及び

字獻上谷の各一部

第十七工区

鳥取市生山字海老谷、字本谷、字治郎谷、字細谷及び字蝦谷の各一

部

第十八工区

鳥取市生山字高畑、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全部

並びに字大池平、字山建平、字山立平、字水堤、字大休ミ、字蝦谷、

字海老谷、字細谷、字奥山立平、字狸谷、字奥山立、字奥山立口、字

池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷の各一部

第十九工区

鳥取市生山字塀覆谷及び字大休の各全部並びに字新前田、字砥石場、

字長谷、字水堤、字塀覆平、字大池平、字捨樋谷、字松ヶ谷、

字大堤及び字大休ミの各一部

第二十工区

鳥取市紙子谷字門上谷、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字捨

樋谷及び字新前田並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第二十一工区

鳥取市生山字捨樋谷、字松ヶ谷、字門上谷、字長谷及び字門所谷の

各一部

第二十二工区

鳥取市香取字袋谷口、字小山谷及び字元結西側の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十八日
七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の揭示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成五年三月二日

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）

の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「教育長の承認を受けて」を削り、同條に次の一項を加える。

4 校長は、前項の規定により休業日を変更するときは、あらかじめ、教

育長の承認を受けなければならない。ただし、教育長が別に定める事由により休業日を変更する場合において、校長があらかじめその旨を教育長に届け出たときは、この限りでない。

第四十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が別に定める事由により出張する場合において、校長があらかじめその旨を教育長に届け出たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十三條第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九條第一項の規定により告示する。

平成五年三月二日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

審判長の職務	権	氏	徳田博司
--------	---	---	------

ぱちんこ遊技機	ガルーダII	株式会社藤商事
"	エンマ2	"
"	エンマ3	"
"	七福神	"
"	スカイフキール	"
"	クルクル1	"
"	トワイライトゾーン	"
"	プルプル	"
"	スーパージョイフル	株式会社三星
"	ハードバズチヤ	"
"	スーパードーム	"
"	スーパーボウル	"
"	テイレイン	"
"	ミラクルフキースP-2	株式会社ソノアイア
"	春一番	"
"	ラゾソディ	"

"	フライングヒーローSP	"
"	ハッピーカクテル	株式会社高尾
"	キノゾホーク	"
"	キノゾホーク2	"
"	ユーチヤソンスX	"
"	コミックショー	奥村遊機株式会社
"	パンパンジー	"
アレンジボール遊技機	爆笑天国	太陽電子株式会社
"	ケアソズ	"
ぱちんこ遊技機	スーパーフテジー	株式会社ニユーギン
"	スーパーフテジー2	"
"	エキサイトフューチャー3	"

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第18条の規定により、平成5年二級

建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成5年3月2日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成5年7月4日(日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成5年9月12日(日) 午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 設計製図の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 受験申込手続

(1) 受付期間及び受付場所

平成5年4月12日(月)から同月16日(金)まで

鳥取市東町一丁目271 社団法人鳥取県建築士会

平成5年4月12日(月)及び同月13日(火)

米子市統町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受験申込方法

受験申込書は、受付場所に直接提出すること。

4 合格者の発表

平成5年11月26日(金) (予定)

なお、学科の試験の合格者については、平成5年8月27日(金) (予定) に発表する。

5 その他

受験申込書及び受験要領は鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに社団法人鳥取県建築士会において、平成5年4月5日(月)から配布する。